

6 女性の社会進出を促進する環境の整備について

平成7年に8,700万人であった日本の「生産年齢人口」は、平成23年には8,100万人となり、600万人の「働き手」が減少した。

働き手の減少は、日本のGDPの6割を占める個人消費を弱め、日本経済の縮小につながっている。平成7年の日本のGDPは500兆円で、昨年は475兆円へと、25兆円も減少している状況である。

こうした中で日本経済を再生させるためには、「働き手」を増やすことが必要である。特に、女性の社会進出を促進し、その能力と意欲に応じて十分に働くことができる環境を整備することが必要である。

また、働いている女性であっても非正規雇用率が高く、賃金も押さえられている現状があり、それゆえ消費が伸びず、税金や保険料など国の収入も増えないという状況にある。

女性が社会で十分活躍できる環境になれば、所得が増え、消費も進み、ひいては税収が増えて安定した社会保障政策も可能となる。

そこで、女性が仕事と子育てを両立でき、安心して働くことができるよう、短時間勤務制など多様な就労形態の普及促進と保育所の整備をより一層進めていくことが必要である。

短時間勤務制度は平成22年6月から義務化されたが、民間企業での利用はまだ5割程度であり、さらなる周知徹底が必要である。

また保育所の整備については、今年度で終了予定の「安心こども基金」を継続するとともに、様々な就労形態に合わせた保育ができる企業内保育所への一層の支援が求められている。

そこで、以下の点について国に要望する。

(改正育児・介護休業法の周知等)

- 1 改正育児・介護休業法により義務化された短時間勤務制度の周

知徹底を図るとともに、積極的に制度が活用されるよう事業主に対する促進施策を講じること。

(企業内保育施設助成制度の要件緩和等)

- 2 企業内保育所の設置促進を図るため、国の「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」制度について定員や面積要件を緩和するとともに、現行の1事業主1施設の制限を撤廃し、助成対象を拡大すること。
- 3 地域の実情をより反映させるため、国が直接企業に実施している現在の助成制度を、財源措置を行なった上で都道府県が実施する制度に改めること。